◇この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○井出委員長　次に、長妻昭君。

○長妻委員　長妻昭です。

できるだけ端的に御答弁いただければありがたいと思います。

まず、ＡＩによるサイバー攻撃などで個人情報が相当流出している、こういうことがございます。

そもそも、ＡＩでありますけれども、ＡＩは最終的に人類を滅ぼす存在になるんじゃないかと、本当に有識者、専門家から異口同音に声が上がっている。

私もクロードにこれを聞いてみました。ＡＩは最終的に人類を滅ぼす存在になるんですかと聞いてみましたところ、可能性はゼロではないとしょっぱなに回答があったんですね、さらっと。その後、いろいろな解説がありましたけれども。

これは大臣、可能性はあると思いますか。

○古川国務大臣　まだ技術の進展が今目まぐるしいところでございますので、今後、しっかりその技術の確認をしながら検討する必要がある課題だと……（長妻委員「可能性、人類を滅ぼすことについて」と呼ぶ）現段階では、ちょっとまだ分からないと思います。

○長妻委員　私もいろいろな解説書など、有識者の話も聞くと、そういう恐怖を感じるわけであります。

ＡＩに、クロードにこんなような質問もしてみました。自分より自分を知るＡＩに自分が操られるリスクはあるんですかと聞きましたら、既に一部起きていますという答え、それでその後、いろいろ解説、説明がありました。

人類が滅びる以前に、今大きな問題になっていますのは個人情報の流出あるいはサイバー攻撃、ハッキングでありますけれども、銀行の例えば預金口座が書き換えられて預金が消えているとか、そんなようなことが仮に起こったとしたら、これはもう社会が根底から崩れる、パニックになります。社会が崩壊すると思うので、そういう最悪の事態は絶対起こしてはならないというのはもう当然のことだと思います。

そこで、私は政府の現状把握能力というのが心配なんでございますが、昨日までで、今回の一連の個人情報が流出した案件で、大体何人分ぐらいの個人情報が流出したというふうに政府は把握しておられますか。

○佐脇政府参考人　お答え申し上げます。

政府の一部局であります個人情報保護委員会でございますけれども、私どもの委員会は、確定したもので対外公表している直近の漏えい等の報告件数というのを示してございまして、直近は令和八年度の第一・四半期でございますが……（長妻委員「何月まで」と呼ぶ）四月から六月でございますけれども、不正アクセスによる攻撃などによって漏えい等の報告の処理件数は千四百五十件でございますが、これは、いわゆる様々な指導などを終えて完結したもののみを公表しているものですから、それにとどまっておりますけれども、時間がかかってございますが、一方、公表はしておりませんけれども、法律に基づく漏えい報告につきましては、随時、本人数が未確定のままでいただいておりまして、その数は、いろいろ報道されているものと乖離はないと現状は認識してございます。

○長妻委員　いや、私が聞いているのは、古い数字じゃなくて、今回の一連の個人情報がだだ漏れていった件数をどれだけ把握しているのか。別に個人情報保護委員会に聞いているわけじゃないんです。政府全体としてどこかの部局で、これはマスコミリリースが出ていますよね、多分、企業が、自分のところのホームページでも。それを別に足し算しても結構ですし、ヒアリングをさっとしても結構なんですが、昨日までで大体、この一連の騒動で、事件で、何人分ぐらいの個人情報が漏れたのか、大体、概数はどこか把握していますか。

○佐脇政府参考人　お答え申し上げます。

昨日も含めまして、随時、未確定のままの速報という形でいただいておりますけれども、先生御指摘の報道とおっしゃっておりますのは、十月十六日に、とあるメディアから出ました一億六千五百万人分という報道がございましたけれども、私どもは、その数字と大差がない、あるいはこの数

字よりも更に多くの人数の漏えいの可能性があるという事実を把握してございます。

○長妻委員　そうすると、政府として、延べ一億六千万人分の少なくとも情報が漏えいしている、あるいは漏えいのおそれもあるんですかね、という把握ということなんですが。

　ただ、聞いてみますと、今の答弁も新聞に書いてあったから答弁しますということなんですよ。だから、本来は、もしすぐに調査できなければ、各マスコミの、あるいは報道というか、企業のホームページにある発表を見て、そして政府としてリアルタイムで今の状況を企業にもヒアリングして把握する、こういうリアルタイムの現状把握のシステムが弱いと思うんですが、大臣、是非つくっていただけますか。

○古川国務大臣　現在でも被害を受けた企業についてはヒアリングを行っている等の活動はしているところ……（長妻委員「リアルタイムで把握」と呼ぶ）できるだけそうしたことに努めたいと思います。

○長妻委員　お願いします。

　そして、ＰＨＰの問題でありますけれども、これは、今政府で閉鎖しているホームページ、政府機関、何機関が閉鎖していますか。

○古川国務大臣　具体的な数については承知しておりません。

○長妻委員　これは被害は出ていますかね、政府において。

○古川国務大臣　今のところ報告は受けておりません。

○長妻委員　これは結局、ホームページが改ざんされる、これも問題ですけれども、そうではなくて、そこから中に入ってデータベースなどから盗むということもあり得るということなので、早急にパッチを当てていただきたいというふうに思います。

　気になるのは、今年の七月、個人情報保護法の改正案、これが成立してしまったんです、我々は反対しましたけれども。そこの中にちょっと見過ごせない条文が入っておりまして、この条文というのは、いろいろ個人情報が漏れたときに、企業がその方に通知するんですね。今、来ていますよね。例えば、私の知り合いでも、例の免許証の画像が漏れちゃったということで、メールが来て、あなたの画像が漏れちゃいました、こういうメールが来ているんですが、あるいは、メールアドレスが漏れた場合もそういう連絡が企業から来るんですが、これをもうしなくていい、連絡をですね、そういう条文が紛れ込んでおりまして、これは業界からの要請があったということなんですが。これはまずいんじゃないかと思うんですよね。

　施行は二年後なので、まだ施行はされていませんけれども、これは個人情報保護委員会に聞きますけれども、例えば、自分がメールを登録していて、その企業からいろいろな情報をもらうようなことをやっている方がいて、そのメールアドレスが漏れた場合は、今はその方に連絡が来るわけですね、メールなんかで、あなたのは漏れちゃいましたよと。これは、今後は、二年後は来なくなるんですか、ちゃんと来るんですか、どっちですか。

○佐脇政府参考人　お答え申し上げます。

　まず前提としまして、改正法は、本人の通知がなくとも、それに代わる代替措置は求めておりますので、何らかの形での情報提供はございます。

　それから、今御指摘のメールでございますが、メールは、今回の本人通知を不要とする対象にはならない方向で検討してございまして、その旨は十月一日の委員会の決定資料で公表済みでございます。

○長妻委員　そうすると、確定ではないんですか。

　代替措置というのは、私が聞いたのはホームページでただ公表するだけなんですよ。だから、今もやっているじゃないですか。企業がホームページに公表すれば本人に通知しないでいい、こういうことになるわけで、その方向というのはもう確定じゃないんですか。

○佐脇政府参考人　お答え申し上げます。

　規則で定めることになっておるものですから、その規則の制定をもって確定ということでございます。私ども、公表済みのスケジュールによりますと、年が明けまして早々には規則の形で確定する予定ですが……（長妻委員「じゃ、メールは。通知、告知できるの」と呼ぶ）

　はい。メールにつきましては、いずれにしましても、本人に到達する重要な情報でございますので、今回の対象にはならない、つまり、引き続き通知しなければいけない情報の一つとして位置づける方向で検討してございます。

○長妻委員　じゃ、これはちょっと徹底してください。

事前に聞いたときは曖昧だったので、答弁をかなり踏み込まれたんだと思いますけれども、免許証の画像が出ちゃったのに何にも通知が来ないといったら、これは困っちゃいますから、必ず今と現状を変えないということでお願いしたいんです。だから、こういう条文が紛れ込んでいるので、法律よりも規則は厳しくできないわけですから、非常にこれは心配なので、これからもウォッチしないといけないというふうに思います。

そして、今日は中司大臣にも来ていただいておりますけれども、本日も、国会の大きな役割の一つである行政監視を果たすために質問をしたいと思うんですが、その中で、公文書管理、中司大臣が御担当だと思います。これの非常に問題がいろいろあるんでございます。最近の事例で、二つほど質疑をさせていただきたいというふうに思うんですが、一つの事例は、例の簗さん、簗大臣、辞任されましたけれども、この件なんですね。

簗さんが今年の二月に国交省に問合せをした。予算カット発言もありました。その問合せについて、官房長を呼びつけて簗さんが問合せをしたということなんですが、そして、これは重要だと官房長は判断したんでしょう、その問合せ内容を事務次官と技監にも上げているんですね、報告している。非常にこれは重要だと思うんですが、これが、メモは取っていないということなんですね。

初めは、細かいメモはありませんというふうな説明だったんですが、その後、メモは一切ないに変わっているわけで、国交省は、これは軽微だと。公文書管理法の第四条に、軽微な場合は文書は作成しないでいい、逆に、軽微である場合を除いて文書は作成しなければならない、こういう規定があるんですね。ですから、この軽微か軽微じゃないかということが大きな焦点になってくるんですが。

これは国交省にまずお伺いしますけれども、こんなもの、軽微なわけないじゃないですか。だって、官房長が呼ばれて、そして事務次官と技監にも報告しているわけですよね。しかも、簗さんは、以前の国交省の政務官じゃないですか。それで、規則ガイドラインでは、いろいろな事例も出ていますけれども、これは軽微に当てはまらないですよ。どうですか。

○鎌原政府参考人　お答え申し上げます。

今御指摘のありました本年二月中旬頃の簗議員からのお問合せでございますけれども、国会議員からの問合せへの対応に当たりましては、内閣府の行政文書の管理に関するガイドライン……（長妻委員「軽微、軽微」と呼ぶ）はい。軽微というところにつきましては、そのガイドライン、また国交省の規則におきましても、いわゆる予算の配分結果を問われたものですから、予算の配分の公表後にその事実関係、結果を説明すれば用が足りる内容でございます。

つまり、予算の配分という意思決定に係る、至る過程には含まれないものであるから、軽微ということで、記録の作成は要しないと判断をしたところでございます。

ガイドラインにおきましても、所掌事務に関する単なる照会、問合せに対する応答は、行政文書の作成を要しない場合に当たるとされていることから、本件においても、お問合せの際の記録の作成は必要ないと判断したというふうに聞いてございます。

○長妻委員　軽微なものというのは、私、ガイドライン、内閣府から説明いただきましたけれども、軽微は例えば事例は何ですかと聞くと、日常的業務の連絡、打合せなどということなんですよ。全然、日常的業務の連絡、打合せじゃないじゃないですか。

しかも、軽微についての考え方、内閣府から聞きました。事後に確認が必要とされるものではないものということで、これは確認が必要とされる可能性はあるじゃないですか、政治家のそういういろいろな話というのは。

これは、軽微、軽くて、事務次官とか技監に報告するということもあるんですか、そんな上まで。トップですよ。トップに、軽いものだけれども報告するということはあるんですか。

○鎌原政府参考人　お答え申し上げます。

国会議員の方から問合せを受けた場合にその内容を上司に報告するかどうかにつきまして、これは特段、決まったルールというものがあるわけではございません。

その上で、一般論として申し上げれば、議員と接触する機会の多い幹部に対しまして口頭で報告するということはございます。

○長妻委員　いや、それはあるでしょう。あるということは、軽くないということなんですよ、これ。

そうしましたら、簗さんは、例えば今年度と昨年度を合わせて、国交省に直接訪問したことは何回あるのかということなんですが、この訪問についてもちょっと限定して聞くと、今回問題になった道路事業、社会資本整備総合交付金の道路事業だけに限定して、簗さんは、国交省に今年度と昨年度、何回、直接訪問がありましたか。

○鈴木政府参考人　お答え申し上げます。

社会資本整備総合交付金の道路事業につきまして、地方公共団体から国土交通省の政務若しくは道路局に対して直接御要望があった中で、簗議員本人が同行された回数は、令和七年度は五件、令和八年度は現時点までゼロ件でございます。

○長妻委員　そうすると、五件、これは記録は残っているんですか、簗さんが来たという、あるいは、やり取りの記録というのは。

○鈴木政府参考人　お答え申し上げます。

このときのメモでございますけれども、こういった外部からの要望につきましては、そのやり取りが要望書の記載にとどまる場合などにはメモを作らない場合もございますけれども……（長妻委員「いや、今回、今回」と呼ぶ）今回のものについて、メモとして残してございます。

○長妻委員　メモを残しているんですよ、こういうものでも。別に、行くのは悪いということじゃないですよ。皆さんも陳情で行ったりして、日常的に見られる風景ですよね。ところが、官房長を呼びつけてそういう話をして、それが事務次官と技監まで報告が上がる、どう考えても軽微じゃありません、これは、解釈的にも、どう考えても。

官僚の皆さんにも、私、多くの官僚の方に聞いたらば、それは軽微じゃないと普通は考えるよとおっしゃっていましたので、中司大臣、結局これは仕組みのちょっと問題があるんですよ。つまり、軽微か軽微じゃないかはその役所の当該課長が判断できちゃうんですよ。今回は、判断者は官房長だったんですよ。自分で、自分は軽微じゃないと判断するから、どんな重要なものも、メモを作っても捨てちゃってもいいし、自由自在に何でもできちゃうんですよ、はっきり言えばですね。

ですから、中司大臣、これは改善する検討をしていただけないでしょうか。いかがですか。

○中司国務大臣　お答えいたします。

行政文書の作成につきましては、公文書管理法の目的を踏まえて、行政の適正かつ効率的な運営等の観点から、あらゆる事柄について記録の作成、保存を求めるのではなくて、意思決定に係る、意思決定に至る経過、過程ですね、そして行政機関の事務事業の実績の合理的な跡づけなど、必要な範囲で記録を作成、保存することとしております。

ですから、こうしたことを踏まえまして、個々の業務において知見と責任を有する各府省において、軽微かどうかも含めまして適切な対応がなされているものと考えておりまして、現在のところ、直ちに公文書管理制度の見直しを行う必要があるとは考えておりませんので、よろしくお願いします。

○長妻委員　ちょっと期待外れですね。維新の大臣ですから、もっと改革マインドがあると思うんですけれども。

是非、今聞いていただいて、問題意識はお持ちだと思うんですけれども、やはり何らかのことを、今の現状じゃなくて、何らかの検討、改善は必要だと思いませんか。率直に、大臣の。紙じゃなくて。

○中司国務大臣　ただいまのやり取りもお聞きしておりましたし、国交省の話もお聞きしました。担当といたしまして、この問題につきましてはしっかりと受け止めはさせていただいております。

今直ちに、改善する必要があるかどうかということについては直ちにお答えできませんけれども、問題意識としては認識をさせて……（長妻委員「検討ぐらい」と呼ぶ）また改めまして、認識としては深めておりますので……（長妻委員「検討ぐらいはしてください、検討ぐらい」と呼ぶ）それも含めて対応させていただきたいと思っております。

○長妻委員　これは、先進国の中でも、私はほかの国を調べましたけれども、お粗末でした。

例えば、アメリカではキャップストーンアプローチというのがあって、一定の役職以上の方のメモとかチャットとかメールとか、これは何でもかんでも全部残さなきゃいけない、一定期間はですね。そういうアプローチもあるわけですけれども、こういうものも参考にして、是非御検討いただきたいと思います。

次に、個人情報でいえば、自衛隊の個人情報収集の問題でありますけれども、これは先日の参議院の予算委員会で立憲民主党の辻元さんが質問した問題でもありますが、私も、この手元にありま

すけれども、自衛隊が個人情報をいろいろ集めていた、これが事実だとしたら非常に問題だと思うのでございますが。

まず、これは一般論として防衛省にお伺いしますけれども、一般論として、自衛隊という自分の身分を隠して、例えば国内の有識者の皆さんの異性関係とか性的嗜好、愛国心とか金銭感覚とか虚言癖がある、ないとか、こういうのを調べるということは、これは法令に違反している、あるいは合法、どう考えますか。

○松尾（智）政府参考人　お答えいたします。

まず、自衛隊による情報収集の具体的な手法につきましては、情報収集能力を明らかにするおそれがあるためお答えが難しいところはございますけれども、まず一般論として申し上げますと、情報収集活動の適否につきましては、個別具体的な状況に応じて判断する必要がございますので、一概にお答えしにくいところであります。その上で、自衛隊の情報収集につきましては、関係法令にのっとりまして、適切に実施するようにいたしております。

○長妻委員　いや、ですから、適切じゃないという疑惑が持ち上がって、各紙も報道がありますし、国会でも取り上げられているので、確かに、適法であれば、別に、調査手法を根掘り葉掘り聞くということはいたしませんけれども、こういう濃厚な疑いが出てきているわけですね。

個人情報保護委員会に聞きますけれども、こういう、今申し上げたような、一般論で結構なんですが、情報収集があるとすれば、これは個人情報保護法に抵触しますか。

○佐脇政府参考人　お答え申し上げます。

一般論でございますけれども、個人情報保護法に基づきまして決められたことでございますが、法令の定めの所掌事務の遂行のために特定した利用目的の範囲を超えて個人情報を保有することは禁止されてございまして、その保有はいずれにしましても必要最小限でなければなりません。

それから、行政機関においては、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならないということが定められておりまして、一般的に、身分を明らかにすることにより事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合、例えば仮装身分捜査のような場合でございますけれども、そういうことを除きますと、身分を偽って個人情報を収集する行為は、この規律の違反を構成する可能性があるというふうに考えてございます。

○長妻委員　となると、これは確認いただけませんかね、防衛省。この文書は怪文書なのか、それとも本当に防衛省の中で作ったのか。予算委員会でもこの文書というのは防衛大臣に渡っているというふうに聞いていますので、これは真偽を確認していただけませんかね、法令違反の疑いがありますよ。

○松尾（智）政府参考人　お答えいたします。

辻元議員から防衛大臣の方にいただきました文書につきましては、防衛省・自衛隊が公表したものではなく、その出どころ、真正性について確認できないことから、その文書そのものについてお答えすることは困難でございます。また、自衛隊の情報収集活動に際しましては、個別にいかなる文書を作成しているのかといった情報収集のその詳細について、情報収集能力を明らかにするおそれがございますので、お答えを差し控えさせていただきます。

その上で、今般の現地情報隊をめぐる報道を受けまして、現地情報隊の活動について事実関係の確認を行ったところでございますが、これまでのところ不適切な活動を行ったということは確認されていないことは、これまでる防衛大臣が説明させていただいているところでございます。

○長妻委員　この文書を確認していないのに、そんなの確認できるわけないじゃないですか。

これは、今おっしゃったように、この出所を確認できないとおっしゃいましたけれども、防衛省の中を、自衛隊の中を調べれば確認できるじゃないですか。真正性を確認できないといったって、これが本物かうそか、そんなもの確認できるじゃないですか、組織の中。何でできないんですか。

○松尾（智）政府参考人　お答えいたします。

御指摘の現地情報隊をめぐる報道された文書、辻元議員から手交された文書につきましても、この文書……（長妻委員「確認はしたんですか」と呼ぶ）先ほど申し上げましたとおり、現地情報隊をめぐる報道を受けて以降、省内で事実関係の調査を行ってございます。

その上で、報道、また辻元先生からいただいた資料につきまして、こういった個別の文書がある、ないということについて対外的に申し上げることは、自衛隊がどのような情報に関心を持ち、どの

ような形で情報収集活動を行っているのかというのが明らかになってしまいますので、それは、自衛隊の任務遂行、部隊の安全などに影響を及ぼすことがあるということで、法令に基づきまして、なかなか対外的にお答えすることができないというふうに御理解いただければと思います。

○長妻委員　ということは、これは、あるかないかはもう分かっているわけですね。分かっているけれども、これが本物かうそか、それを言うことは対外活動的に問題だから、言えないと。

いや、私は、合法だったらいいんですよ。ただ、違法の疑いが濃厚なわけなので、違法活動を隠蔽したと言われますよ。私も、自衛隊・防衛省、日本の安全を守るために命懸けで働いていただいている、敬意を表しますけれども、だからこそ、その誇りを傷つけるようなことをやっちゃ駄目ですよ。そういう曖昧な答弁は駄目ですよ。

古川大臣が個人情報保護委員会の所管大臣だということなんですが、古川大臣、どう思われますか、これ。

○古川国務大臣　個別事案については詳しく存じませんので、一般論からいって、適法性を確保することは極めて重要だと考えております。

○長妻委員　であれば、古川大臣、是非、リーダーシップを持って、これも差し上げますから、見ていただいて。本当にこれは、やらされる方の隊員もかわいそうですよ。いろいろな声がマスコミでも報道されていますけれども、ちょっと、きちっと法令にのっとって活動していただきたい。シビリアンコントロールの観点という問題も出てきますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、食の安全についてお尋ねをいたします。

まず、配付資料がございますけれども、配付資料の七ページ、これは厚労省に作っていただいたんですが、七ページは、どういうものをピックアップしていただいたんですか。

○吉田政府参考人　お答え申し上げます。

二〇二五年度から二〇二六年度までの二年間で、輸入食品のモニタリング検査で違反と判断された時点で国内流通していた食品でございます。（長妻委員「三十五件のうち、何でこれだけ」と呼ぶ）のうち、十件でございます。（長妻委員「それは何で十件をピックアップしたんですか」と呼ぶ）発がん性の疑いがあると評価されたものでございます。

○長妻委員　発がん性の疑いがあるということなんですが、これはもう既に国内で流通しちゃっているんですか。食べられちゃっているんですか。

○吉田政府参考人　お答え申し上げます。

国内で流通し、一部消費されたり廃棄されたものでございます。

○長妻委員　これは、検査したにもかかわらず、発がん性の疑いのある物質が付着した輸入食品がもう出回って食べられちゃっている、流通しちゃっている。検査したにもかかわらず、すり抜けなんですよ、すり抜け。

葉梨大臣が食品安全委員会御担当大臣ということなんですが、じゃ、ちょっと厚労省にもう一回確認しますけれども、これは十件あるんですが、それぞれ物品名を、主なものをちょっと言っていただければと思います。あと、国も。

○吉田政府参考人　お答え申し上げます。

二〇二五年度、中国産生鮮ブルーベリー、スリランカ産生鮮ツボクサ、ベトナム産生鮮ドリアン、オーストラリア産生鮮マンゴー、バングラデシュ産生鮮オクラ、ベトナム産生鮮オオバコエンドロ、二〇二六年で、インド産生鮮ツボクサ、韓国産生鮮ホウレンソウとなっております。

○長妻委員　だから、一年半で十件もすり抜けちゃったわけです、発がん性の疑いのある物質がついた輸入食品が。

食品安全委員会、大臣にお伺いしますけれども、発がん性の疑いというのは、例えばどういう、具体的に、この物質はこういうような疑いがあるというのをちょっと一部御紹介いただければと思います。

○葉梨国務大臣　一部御紹介をさせていただきます。

今、厚労省からもお話のありました、韓国からの生鮮ホウレンソウで認められたエトフェンプロックスについては、発がん性試験において、ラットの雌で甲状腺濾胞細胞腺腫が認められた。インドからの生鮮ツボクサで認められたジフェノコナゾールについては、発がん性試験において、マウスの肝細胞腺腫及び肝細胞がんが認められた。同じくインドからの生鮮ツボクサで認められたヘキサコナゾールについては、発がん性試験において、雄ラットで精巣のライディッヒ細胞腫の発生率の増加が認められたと評価されたことです。

これらの動物実験ですけれども、比較的高用量

を与えた結果認められたもので、一定量以下については人への安全性には問題がないと評価されていると伺っています。

○長妻委員　とはいえ、これは食品安全法違反になるわけですよね。だから、基本的には規制をしている。どの国でもやっているようなものもございます。

　厚労省にお伺いしますけれども、これは、結局、すり抜けてしまうというのは、何ですり抜けてしまうのか。これ、回収はしているんですか。

○吉田政府参考人　厚生労働省では、輸入食品の監視につきましては、食品衛生法に基づき、輸入時届出制度を設け、検疫所において、違反の可能性に応じた監視指導をしております。

　御指摘の検査方法はモニタリング検査というわけでございますが、輸入食品のうち、過去の検査結果等から食品衛生法違反の可能性が低い食品について幅広く監視するために実施する検査であり、検査終了を待たずに貨物の国内流通を認めていることでございます。

　一方、輸入者に対しては、流通先を把握し、違反が判明した場合には速やかに販売の停止及び回収を行うよう指導しておりまして、回収は実施されております。

　検疫所においては、さらに、同一の国、また製造者、品目等に対する検査を強化をしております。

　さらに、過去の違反実績等から違反の可能性が高いと判断されます食品につきましては、輸入の都度、検査命令を実施し、検査結果が判明するまで貨物の流通を認めておりません。

　我が国としては、このように、モニタリング検査と検査命令、これを組み合わせることによって輸入食品の安全確保を図っております。

○長妻委員　非常に、ちょっと寛容過ぎると思うんですね、ほかの国に比べて。

　つまり、検査している最中はどんどん流通していいよ、食べてもいいよと。ただ、黒だと分かったらば慌てて回収する。もう全部食べちゃっていたらしようがないねと。だから、事業者も早めに全部どんどん売っちゃった方がいいわけですよ、回収できないので。ということもあり得ると思います。

　こういうような緩い検査をしているのは、オーストラリアも一部採用していると思うんですが、今回、日本の場合は、何度も繰り返されていますよね。

　この七ページの表を見ていただきますと、例えば、中国から輸入されている生鮮ブルーベリー、これが、公表日が昨年の五月三十日。これも、黒と判定されたけれども、もうどんどん流通しちゃって食べられちゃっている。しかも、同じような中国からの生鮮ブルーベリー、これは昨年の十二月十九日公表ですから、別件だと思いますけれども、これも、検査して黒だと思ったけれども、もう食べられちゃっている。こんなばかな話がありますか。同じブルーベリーじゃないですか。ちょっと一旦止めてやらないとまずいんじゃないかと思うんですが。

　オーストラリアは、一部、日本と同じような検査も入っていると聞いていますが、ほかの国でこんなような検査をしている国はあるんですか。

○吉田政府参考人　お答え申し上げます。

　我が国と諸外国の法的枠組みやまた制度運用は単純には比較できないものでございますが、結果判明前に流通を認めるといった、食品ごとの法令違反の可能性に応じたリスクベースの検査手法は、諸外国において採用されているものと承知しております。

　具体的には、米国やＥＵにおいても、違反の可能性が高い食品や高リスク食品については、検査結果が判明するまで貨物をとどめ置く一方、リスクが低い食品については、検査結果を待たずに流通を認める取扱いが行われているものと承知をしております。

○長妻委員　これは、食品安全委員会によると、リスクは決して低くないということなんですけれども、何でもかんでもモニタリングに入れて、二度、今回判明しただけでやられているじゃないですか、数か月後に。黒、黒と出ているのも緩い検査のカテゴリーに入れているということで、これは是非改善していただきたいと思うんですが。

　これは、規制をするというよりは、食品安全委員会は、その物質を、危険な物質を認定する作業までのところですけれども、ただ、全体の食品安全をつかさどる大臣として、ちょっと検査についての一定の見直しの検討というのはしていただけませんか。

○葉梨国務大臣　長妻委員御承知のとおり、この関係について、今厚労省からも答弁があったとおりなんですが、私の直接の所管ではありませんけ

れども、食品の安全、これは非常に大切だということで、よく連携を図っていきたいと思います。

○長妻委員　今、メディアを含めて地元でもよく言われますので、皆さんも言われるかもしれません、輸入食品、大丈夫なのと、冷凍食品とか。是非きちっとやっていただければと。

　発がん性の疑いのある物質が、黒だと検査で分かっても、もう既に流通して食べられちゃっている。一年半で十件もあった。十件といったって、一つ、ロットがどれだけかというのは政府は把握していないみたいですけれども、何トンとかすごい量のものも一件と数えるわけでありますので、是非よろしくお願いします。

　最後に、医療のモラルの問題についてお伺いしますけれども、厚労省は、日経と日経メディカルの、入院の必要性のない方を入院させている実態については、これは御存じでしょうか、調査結果。

○江浪政府参考人　先生御指摘の報道につきましては、承知をしてございます。（長妻委員「どんな内容ですか」と呼ぶ）まさに今日委員会で配られているように、一つにつきましては、アンケート調査の結果、もう一つの方については、大学の病院長の先生が職員に対して誤解を招く内容ということでメールをされた報道ということで承知をしてございます。

○長妻委員　大体何割のお医者さんが不要な入院をさせたというような調査と認識していますか。

○江浪政府参考人　まさに本日委員が配られている資料で紹介をされておりますけれども、一つのアンケート調査の方におきましては、会員の医師に調査をしたところ、三割がそういった経験があるということで回答があったというふうに報道がされているものと承知しております。

○長妻委員　これは、厚労省としては問題とは感じませんか。数千人の調査ですよ、お医者さんに対する。

○江浪政府参考人　保険診療に関しましては、医療機関に対しまして、いわゆる療養担当規則におきまして、入院や手術、検査については必要性が認められる場合に行うということとされております。

　実際に御指摘のような事案を個別具体的に把握しているわけではございませんけれども、医療機関が、経営上の理由から、医学的な必要性が認められないにもかかわらず、患者に入院や手術、検査等を行わせるような事案があるとすれば、適正な保険診療の確保や患者の健康への影響の観点から問題であるというふうに考えてございます。

○長妻委員　問題があると。

　私、これは驚いたんですね。この調査というのは最近の調査ですけれども、城内大臣も医療の御担当でもありますが、これは、例えば三ページの新聞記事、日経メディカルと日経の調査。調査した数千人の医師の三割が必要性の低い入院を過去一年でさせた経験がある。でも、その全体の医師の中では、もちろん開業医はベッドがないですから、ですから、そこをもうちょっと絞って、入院患者を担当している医師五千三百二十三人をピックアップして、その方に聞いてみると、何と四五％が過去一年間で患者に必要性が低い入院をさせた経験があるとおっしゃっておられる。理由の中で非常に大きい理由が、さっき厚労省もおっしゃったように、病床使用率を高めるよう病院から指示が出ていたと。つまり、なかなか利益が少ないから、必要性が低くてももう入院させちゃおうと指示が出ていた。

　つまり、五千三百二十三人、入院患者を担当している医師全体でいうと、その二割が、今申し上げた病床使用率を高めるよう病院から指示が出ていたからやった。つまり、入院に関係する、入院の権限がある、入院のベッドを持っている医療機関のお医者様の五人に一人が病床使用率を高めるよう病院から指示が出ていたということで、入院させちゃおうというふうになっているんですよ、これ。

　これは医療費もたまったものじゃないし、何しろ入院する側も負担がすごいですよね。しかも、これは相当、私はもっとすごいこともいっぱい聞いているんですが、未確認なのでここでは申し上げませんけれども。

　例えば、二ページでございますが、これは報道ですけれども、自治医大の病院が職員にメールを送って、ワン・モア・デーを念頭に入院延長の調整をしてください、だから、もう一日入院してくれませんか、早く退院しないでもう一日お願いしますということで、このメールでは、病床稼働率が目標を下回っちゃったということも強調されていて、予定入院が少ない時期はできるだけ空床、空きベッドをつくらないよう、ワン・モア・デーを念頭に置いて入院患者さんの退院時期を可能な

範囲で調整してください。これはたまったものじゃないですよね。退院できると思ったら、もう一日。お医者さんの言うことをやはり我々はそうかなと思って、念のためというふうになってしまうので。

これは厚労省、調査していただけませんか。サンプル調査でも結構ですし、データベースもお持ちですから、レセプトなどの。調査してもらえませんかね。是非、厚労省、いかがですか。

○江浪政府参考人　御指摘のような事案に関しまして、地方厚生局に個別具体的な医療機関の状況まで情報提供が寄せられていないため、現時点では、必要性の低い入院が行われているかなどの調査を実施するということは考えてございませんが、いずれにしても、法令違反が疑われる具体的な医療機関について情報提供があった場合には、地方厚生局による調査を通じまして、適正な保険診療を確保してまいります。

○長妻委員　最後にしますが、大臣、一言。医療費、たまったものじゃないですよ。調査して。

○城内国務大臣　端的にお答えしますが、長妻委員御指摘のような事例を個別具体的に把握しているわけではありませんが、先ほど厚労省から答弁がありましたとおり、仮に、医療機関が、経営上の理由から、医学的な必要性が認められないにもかかわらず患者に対して必要性の低い医療を提供しているような事案があるとしたら、これはやはり大きな問題であるというふうに捉えざるを得ないと思います。

いずれにしても、政府としては、現役世代の保険料率の上昇を止め、引き下げていく方針でありまして、引き続き、厚生労働省を始めとする関係省庁と連携し、年齢にかかわらず能力に応じて公平に負担し合い、必要な方に必要なサービスが適切に提供される全世代型社会保障制度の構築に向けて取り組んでまいる考えであります。

○長妻委員　調査しないという厚労省ですけれども、これは駄目ですよ。調査、是非していただきたいと強くお願いします。

ありがとうございました。